

別紙

下松市国民健康保険特定保健指導業務委託仕様書

この仕様書は業務の履行に係る条件を示すものであり、下松市（以下「甲」という。）は、業務受託者（以下「乙」という。）に対し、この仕様書に基づく業務を委託する。

1 件名

下松市国民健康保険特定保健指導業務委託

2 業務概要

生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康な生活を維持し、生活習慣病を予防することを目的とする。

3 履行期間

契約の締結の日から令和5年3月31日まで

4 履行場所

下松市保健センター他

5 対象者

令和4年度下松市国民健康保険特定健康診査の結果による保健指導対象者の選定・階層化で動機付け支援又は積極的支援と判定された者

区 分	対象者数	実施目標
動機付け支援	300人	35%以上
積極的支援	60人	

6 契約上限額

2,420,000円

なお、見積金額に実施見込み人数を乗じ消費税を加算した金額が、契約上限額を超えた場合は契約できません。

7 業務内容

(1) 企画

特定保健指導全般の企画や年間スケジュール等について、事前に甲と十分な打ち合わせを行い、目標設定、プログラム構成及び実施計画等を立案すること。

(2) 特定保健指導利用案内チラシ等の作成

特定保健指導実施体制及びプログラム等を記載した特定保健指導利用案内チラシ等を作成すること。なお、チラシ内容及び封筒については、保健指導の利用につながるような工夫を講じ、甲からの提案をいれこみ、作成

すること。

甲は、乙にあらかじめ通知することにより、チラシ等の一部または全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(3) 利用勧奨の実施

① 概要

甲が作成した特定保健指導対象者リスト（検査データ記載）に基づき特定保健指導の利用勧奨を行うこと。利用勧奨の方法については、案内チラシの発送、電話、訪問のいずれかの方法とする。複数の方法による実施は妨げない。

② 特定保健指導対象者リストの取り扱いについて

ア 毎月末日ごろを目途に甲から特定保健指導対象者リストを乙へ送付する。

イ 特定保健指導対象者リストに基づいて利用勧奨を実施し、3か月から6か月を目途に特定保健指導利用日を設定すること。

③ 記録及び報告

利用勧奨を実施した結果を記録し、紙及び電子データ（CD—R等）にて翌月15日までに甲に報告すること。（報告は任意様式）

(4) 特定保健指導

① 概要

甲が作成した特定保健指導対象者リストに基づき、特定保健指導を実施する。

② 予約受付

特定保健指導利用の申し込みがあれば、特定保健指導対象者リストにて確認の上、予約受付を行う。その際、服薬等の有無について確認し、服薬中の場合は、主治医に確認の上、実施する。

対象者の利便性を考慮し、土・日曜日や夜間なども利用できるように実施日を設定すること。

③ 実施会場

下松市内の施設又は対象者の自宅等で実施すること。施設の使用にかかる手続き、会場運営等は乙が行うこと。

④ 指導の内容

「標準的な健診・保健指導プログラム（平成30年度版）」、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3.2版）」に基づき、途中中断者を出来るだけ出さないような工夫をしながら、実施すること。

参加希望者の応募状況により、可能な範囲で増員に応じること。

⑤ 資格等の確認

初回面談実施時、下松市国民健康保険被保険者証及び特定保健指導利用券の有効期限等を確認すること。継続支援実施時及び実績評価時には下松市国民健康保険被保険者証を確認すること。

⑥ 中断の防止

中断者を出さないための対策を講じること。例えば、電話支援は事前に電話のつながりやすい日時を聞いておくなどの工夫をし、不在の場合は、時間・曜日を変更し実施する。

⑦ 苦情対応

苦情が発生した場合には適切に対応するとともに速やかに甲に報告すること。

⑧ 感染症予防対策

ア 実施にあたっては、実施担当者及び参加者の体温チェック、体調の変化等の健康管理を行うこと。

イ 実施にあたっては、実施前後において、実施担当者及び参加者の消毒と使用する物品の消毒の徹底を行うこと。

ウ 実施にあたっては、感染防止の観点からソーシャルディスタンスを保った、実施運営体制を講じること。

エ 実施担当者が感染症等に罹患した際は、速やかに甲に報告するとともに担当者の交代を行うこと。

⑨ 未利用・途中終了の取扱いについて

ア 利用申し込みをしたまま特定保健指導の利用にいたらないものに対しては、状況把握を行い、特定保健指導の利用に向けた調整を行うこと。

イ 資格喪失・自己都合などで途中終了するものについては、甲に随時報告すること。

ウ 特定保健指導の利用期間中に生活習慣病にかかる服薬治療を開始した等により、特定保健指導の継続が望ましくないと医師が判断した場合、その段階で終了とし、その旨を甲に報告すること。

⑩ 特定保健指導の実施に係る記録及び報告

ア 利用者ごとに「特定保健指導支援計画及び実施報告書」を作成すること。

イ 当該委託業務にかかる実施結果を、毎月作成すること。

ウ 当該月に終了した初回面談及び実績評価、並びに当該月に途中終了と判断したもの、特定保健指導利用特典案内についてその結果を取りまとめ、「特定保健指導支援計画及び実施報告書」及び当該委託業務にかかる実施結果とともに翌月15日までに甲に報告すること。

⑪ 評価

ア 事業分析のための調査（アンケート等）を実施すること。

イ 委託業務が全て終了後、令和5年3月31日までに事業実績、事業分析、評価や提案を含む報告書を作成し、紙及び電子データにて甲へ提出すること。

8 費用について

委託料には、事業実施に向けた打ち合わせにかかる経費及び、人件費、機器リース料、消耗品費、配布教材費、賠償保険料、印刷製本費、会場使用料等、本業務実施にかかる経費の全てを含むものとする。

9 成果品

契約期間中に、当該業務委託に係る成果品を紙媒体及び電子データ（CD-R等）で甲に納品する。

10 委託料の請求

- (1) 委託料の請求は、特定保健指導における実施内容・人数等を月毎に取りまとめた実施完了報告書を添えて、翌月 15 日（この日が休日の場合は、その翌日）までに請求書を甲へ提出するものとする。
- (2) 課金体系は、完全従量制（従量単価×人数）とする。なお、途中脱落者や資格喪失者の支払いについては、実施した支援までとする。

1 1 モニタリングへの協力

事業内容の確認のために、必要時にモニタリング等に対応すること。

1 2 事故への対応

- (1) プログラム実施中の参加者の事故防止に努めること。
- (2) 事故等の責任及び損害賠償等は乙に帰属する。また、乙は事故やトラブルが生じたときには、適切な措置を講じるとともに、直ちに甲へ報告しなければならない。
- (3) 事故等が発生した場合を想定して、乙は賠償責任保険、傷害保険等に参加すること。

1 3 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法に基づく「国民健康保険組合における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」、「下松市個人情報保護条例」等を遵守するものとする。

1 4 留意事項

- (1) 保健指導期間中、医療が必要な者に対しては受診を勧奨すること。
- (2) 保健指導実施の際には、必要なときに甲の健康教室や相談窓口に関する情報提供を行うこと。
- (3) 保健指導を行う際に、商品等の勧誘・販売を行わないこと。

1 5 その他

本詳細仕様書に記載のない事項については、甲と乙が協議の上決定する。